

2-51-22

琉球国中山王尚穆の、乾隆三十三年の進貢のため、都通事毛景成等に付した符文（乾隆三十三《一七六八》、十二、七）

琉球国中山王尚（穆）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に乾隆三十三年の貢期に当たれば、特に耳目官毛德儀・正議大夫毛維基・都通事毛景成等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し海船二隻に坐駕せしめ、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て均しく分装して両船に載せしむ。一船の礼字第九十五号には硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船の礼字第九十六号には硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禮を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく符文を給發すべし。今、王府の礼字第九十四号半印勘合の符文一道を給し、都通事毛景成等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す

正使耳目官一員	毛德儀	人伴一十二名
副使正議大夫一員	毛維基	人伴一十二名
朝京都通事一員	毛景成	人伴七名
在船都通事二員	③ 王国鳳	人伴八名
	④ 蔡熙	
在船使者四員	⑤ 向克寬	人伴一十六名
	⑥ 隆得讓	
	⑦ 翁彦博	
	⑧ 敖良佐	
存留通事一員	梁廷樞	人伴六名
在船通事一員	紅秉健	人伴四名
管船火長・直庫四名	⑫ 金堅	
	⑬ 仲秉直	
水梢共に一百二十名	⑭ 紅之謙	
	⑮ 厚成業	

右の符文は都通事毛景成等に付し、此れを准けしむ

乾隆三十三年（一七六八）十二月初七日

注 (1) 常貢 通常の進貢品。明代には馬・螺殼・硫黄が主要な貢物だったが、清代の康熙年間には硫黄・紅銅・白剛錫が常貢となった。

(2) 分装 (荷物などを) 分割して積載する。

(3) 王国鳳 久米村系王氏六世。国場親雲上 (『王姓家譜 支流 大田家』世系図)。乾隆三十三年の在船都通事。

(4) 蔡熙 志多伯親雲上 (『楊姓家譜 元祖古波蔵筑登之』、楊文元の譜)。乾隆三十三年の在船都通事。『宝案』では乾隆二十二年の存留通事 (卷四〇)、三十七年の朝京都通事 (卷五七) としても名がみえる。

(5) 向克寬 乾隆三十三年の在船使者。

- (6) 降得讓 高原親雲上元宣(『家譜』(三)『六二〇頁、麻真岑の譜』。乾隆三十三年の在船使者。『宝案』では乾隆三十七年の在船使者(巻五七)としても名がみえる。
- (7) 翁彦博 乾隆三十三年の在船使者。『宝案』では乾隆二十八年(巻四六)の在船使者としても名がみえる。
- (8) 敖良佐 乾隆三十三年の在船使者。
- (9) 六 校訂本は「肆(四)」だが次の執照では人伴は八名となっており、あわせて十六名となるので「六」とした。
- (10) 梁廷枢 乾隆三十三年の存留通事。『宝案』では乾隆四十三年の朝京都通事(巻六四)としても名がみえる。
- (11) 紅秉健 康熙六十〇乾隆四十四年(一七二一〜七九)。久米村系紅氏(和字慶家)十二世。伊指川若秀才。乾隆二十二年勢頭座敷、二十六年座敷へ降る。乾隆十三年に勤学として福州に赴く。乾隆二十六年に協辦文組役(文組寄役)兼著作総師役となる。乾隆三十三年に進貢二号船脇通事(在船通事)となり中国に赴く(『家譜』(二)『二〇九頁])。
- (12) 金堅 乾隆元年(一七三六)〜?。久米村系金氏(具志堅家)十二世。具志堅里之子親雲上。乾隆五十五年中議大夫に降る。乾隆三十三年の総管、五十五年、嘉慶三年の在船都通事として中国に赴く。嘉慶四年中国からの帰途行方不明となる(『家譜』(二)『六二頁])。
- (13) 仲兼直 乾隆三十三年の管船直庫。『宝案』では乾隆三十五年、三十七年の管船直庫(巻五四・五七)としても名がみえる。
- (14) 紅之謙 東恩納親雲上(『家譜』(二)『二二一頁、紅成章の譜』。乾隆三十三年の管船火長。『宝案』では乾隆四十九年、五十三年の在船通事(巻七一・七五)としても名がみえる。
- (15) 厚成業 乾隆三十三年の管船直庫。『宝案』では乾隆三十五年、三十七年、三十九年の管船直庫(巻五四・五七・六〇)としても

名がみえる。

2-51-23

琉球国中山王尚穆の、乾隆三十三年の進貢のため、進貢頭号船の存留通事梁廷枢等に付した執照

(乾隆三十三《一七六八》、十二、七)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に乾隆三十三年の貢期に当たれば、特に耳目官毛徳儀・正議大夫毛維基・都通事毛景成等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し海船二隻に坐駕せしめ、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を将て均しく分装して両船に載せしむ。一船の札字第九十五号には硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船の札字第九十六号には硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留し便ならざるを致すを恐る。合行しく給照すべし。此れが為に、王府の札字第九十五号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事梁